

「(第2次) 滋賀県食の安全・安心推進計画」の策定について

1 趣旨

県では、食に携わる関係者すべてがその責務と役割を果たすことにより、社会全体で食の安全・安心の確保を推進するため、平成21年12月に「滋賀県食の安全・安心推進条例（以下「条例」という。）」を制定し、それまでの「食の安全・安心アクションプランを、本条例に基づく「滋賀県食の安全・安心推進計画」（以下「計画」という。）と位置付け、平成26年3月に現計画を策定しました。

現計画では、食の安全・安心を確保する施策を、総合的かつ計画的に推進することによって、県民の健康の保護を図るとともに、より安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とし、生産から流通、販売、消費に至るまでの食品の安全性の確保を食に携わる関係者すべてが担い、また関係者が互いに理解するための情報共有や意見交換などの施策を実施してきました。

今回、現計画が平成30年度までの計画となっているため、現計画の評価や課題を踏まえ、また、食を取り巻く環境が変化する中、将来を見据え、食の安全・安心を確保するための施策をより推進するため、「(第2次) 滋賀県食の安全・安心推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「滋賀県食の安全安心推進条例」第8条の規定に基づく計画であり、「滋賀県基本構想」のほか、関連計画との整合性を図り、「(第2次) 滋賀県食の安全・安心推進計画」を策定します。

3 計画の期間

2019年度から2023年度までの5年間とします。

4 策定スケジュール（予定含む）

平成30年8月	第1回食の安全・安心審議会（骨子案検討・承認）
平成30年10月	厚生・産業常任委員会に報告（骨子案） 計画素案の作成
平成30年11月	関係各課、関係機関への意見照会 第2回食の安全・安心審議会（計画素案検討・承認）
平成30年12月	厚生・産業常任委員会に報告（計画素案）
平成30年12月 ～平成31年1月	県民政策コメントの実施
平成31年1月	計画最終案を策定
平成31年2月	第3回食の安全・安心審議会（計画案・パブコメ結果報告） 厚生・産業常任委員会に報告（計画案）
平成31年3月	計画策定

「(第2次)滋賀県食の安全・安心推進計画」骨子案

厚生・産業常任委員会資料
平成30年(2018年)10月4日
健康医療福祉部生活衛生課

I これまでの経過

- 2009年12月:「滋賀県食の安全・安心推進条例」の制定
「アクションプラン」を「滋賀県食の安全・安心推進条例」付則第2項の規定により同条例第8条の規定に基づく「計画」(推進計画)とみなした。
- 2014年 3月:「滋賀県食の安全・安心推進計画」を策定(2014~2018年度)

II 推進計画について

- 計画の位置づけ:「滋賀県食の安全・安心推進条例」第8条に基づく計画
※「滋賀県基本構想」等、県の関係する諸計画との整合性を図る。
- 計画期間:2019年度~2023年度(5年間)

III 現状と課題

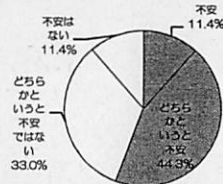
1 現状

- ・食品表示法の施行やHACCPの制度化などを盛り込んだ食品衛生法の大改正
- ・コンプライアンスの欠如による事例や広域的または重大な食中毒事件の発生

2 課題

- (1) 県内で発生した食中毒からみた課題
 - ・大量調理施設等への食中毒対策として、自主衛生管理の推進が必要
 - ・鶏肉の生食によるカンピロバクター食中毒対策として、提供事業者への指導強化と消費者への生食リスク等の普及啓発が必要
- (2) 県政モニターアンケート結果からみた課題

- ・食品の安全性について不安を感じている人の割合 ⇒ 55.7%
- 不安の主な内容:「輸入農産物の残留農薬」、「使用されている食品添加物」
- ・県の重点的な取組を望む項目
「飲食店等への立入り検査」、「食品の抜き取り検査の強化」、「農薬の適正使用の指導」



3 (第1次)推進計画の評価

＜主な取組の目標達成状況(平成26年度~平成29年度)＞

- ◇施策の方向1:生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止
 - ・大規模な健康被害を想定した模擬訓練の実施【目標:毎年1回】 **達成**
 - ・人口10万人当たりの食中毒患者数【目標:全国平均以下】 **未達成**
 - ・県内で製造される食品等の検査検体数【目標:毎年1200検体】 **達成**
- ◇施策の方向2:関係事業者の責任による食品の安全確保
 - ・自主衛生管理マニュアル作成支援講習会の開催【目標:毎年6回以上】 **達成**
 - ・セーフティシートの認証施設数【目標:175施設(H30)】 **達成**
 - ・講習会等による食品表示知識の普及【目標:毎年30回】 **未達成**
- ◇施策の方向3:県民、関係事業者、行政の三者による相互理解と信頼の向上
 - ・食の安全・安心シンポジウムや意見交換会の開催【目標:毎年7回】 **達成**
 - ・県政モニター等で県の取組を信頼している県民の割合【目標:80%】 **達成**
 - ・ホームページアクセス件数、更新回数【目標:年間50,000件、100回】 **達成**

IV 次期計画の方向性

- 次期推進計画は、「滋賀県食の安全・安心推進条例」の目的である①県民の健康の保護と②より安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、「食品の安全性の確保」と「食への安心感の醸成」を2本の柱とし、4つの基本理念の基に、15の基本施策を展開する。
- 重点施策は、近年の食を取り巻く環境や毎年行っている県民意識アンケートを勘案し、また2018年6月に改正された食品衛生法で、全ての食品等関係事業者がHACCPの考え方に基づく衛生管理を実施しなければならないことを受け、「食品製造工場へのHACCP導入」と「飲食店等の自主衛生管理の推進」とする。

基本理念

- ①県民の健康の保護が最重要、危害の未然防止とその取組への信頼向上
- ②科学的知見に基づく施策の実施
- ③供給から消費に至るすべての行程での関係者の措置
- ④県民、関係事業者、県の相互理解と協力の促進

目指すべき方向

県民の安全で安心な食生活の実現

施策の柱

食品の安全性の確保

＜個別施策1~11＞

食への安心感の醸成

＜個別施策12~15＞

基本施策

施策1

食の安全に関する危機管理体制の整備

- 平常時から関係機関との連携を確保し、情報収集やマニュアルの点検に努めます。
- 危機発生時には、情報等を迅速に集約・分析・提供し、健康被害の拡大防止に努めます。

危機管理

★新たに計画へ位置付けた取組

施策2

食中毒等の事故防止対策

- 食中毒のリスクが高い食品を取り扱う飲食店等に対して、事故防止対策を重点的に指導します。
- 食中毒予防の正しい知識・情報を、広く県民に周知・啓発します。

農産物

施策3

農業生産工程管理(GAP)の取組推進

- すべての生産組織でGAPが実施されるよう、GAPの取組を推進します。
- ★ 国際水準GAP認証取得経営体の拡大に向けて、支援します。

施策4

環境こだわり農業の推進

- 環境こだわり農業の一層の拡大に向け、環境こだわり農業技術の普及と環境こだわり農産物の生産拡大を推進します。
- 水稲においては「環境こだわりコシヒカリ」「みずかがみ」の生産・流通拡大を推進します。

施策5

適正な農業管理と安全な農産物の確認

- 農薬販売業者に農薬の適正販売を指導し、適正使用を推進します。
- 県民の不安感が高い残留農薬の検査を実施し、安全性を確認します。

畜水産物

施策6

安全・安心な畜産物の生産

- 家畜伝染病の発生を予防するため、飼育衛生管理基準遵守を徹底します。
- 農場HACCPによる衛生管理を生産農場へ広く周知・啓発し、推進します。

施策7

食肉・食鳥肉の衛生確保

- と畜検査やHACCPの外部検証等により、食肉の安全性を確保します。
- ★ 食鳥処理場にHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を指導します。

施策8

水産物の安全性の確保

- ★ リスクに応じた魚介類を原因とする食中毒の予防対策を行います。
- 無期限者に対し巡回や説明会等により、水産用医薬品の適正使用を指導します。

加工食品

施策9

食品製造工場へのHACCP導入

- ★ 中小の食品製造工場へのHACCP導入支援のため、普及啓発を行います。
- ★ 大規模食品工場に対して「(仮称)セーフティシートの適合評価制度」により評価します。

施策10

飲食店等の自主衛生管理の推進

- ★ 全ての食品営業施設に衛生管理計画の作成を、周知・助言します。
- ★ 計画作成済み施設に対し、計画に基づく実践状況を点検・指導します。

施策11

流通食品の試験検査

- 県内製造品の安全性確認のため、リスクを考慮し、効率効果的な検査を行います。
- 輸入食品等多くの県民が不安を感じている食品添加物などの検査を実施します。

施策12

適正な食品表示の推進

- 県民や事業者に対して食品表示講習会を開催し、正しい知識の普及に努めます。
- アレルギーや遺伝子組換え食品の検査を行い、表示内容と異なる食品が流通していないことを確認します。

施策13

食育の推進

- 子どもの頃から食に関心をもち、正しい知識や食を選ぶ判断力を身につけられるよう、食育を推進します。
- 県内各地域において県民の積極的な参画により、あらゆる世代の人たちが主体的に食育を推進する地域づくりをめざします。

施策14

地産地消の推進

- 本県の農地の大部分を占める水田の有効利用により、野菜等の園芸品目の生産を拡大します。
- 「おいしがうれしい」キャンペーンを通じて、生産者と消費者の信頼関係の構築を進めます。

施策15

食の安全・安心に関する情報の提供と意見交換

- 県民・事業者・県が情報を共有し、理解が深まるようリスクコミュニケーションを推進します。
- 食の安全・安心に関する正確でわかりやすい情報を、速やかに提供します。